

北海道函館市 中部小学校区 (通学路交通安全プログラム対策箇所)

R5箇所No. : ②
<通学路の状況>
・スクールゾーンだが、進入車両が多く、児童の道路横断が危険
<対策方針>
【警察】
・この付近はゾーン30に指定しており、許可車を除く一般車両は、「7時30分～9時」と「13時30分～16時」の時間帯は、通行禁止としている
・この付近に信号機付きの横断歩道が設置されているため、通学路を幹線道路に面したルートに変更することを提案
【学校】
・児童への交通安全指導

R5箇所No. : ①
<通学路の状況>
・歩道と車道の区別がなく危険
<対策方針>
【道路管理者(市道)】
・片側に路側帯設置済み
※現地の状況から歩道やガードレールの設置は困難
【学校】
・児童への交通安全指導

